

平成20年第3回教育委員会記録

平成20年2月13日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成20年2月13日(水) 午後2時00分～午後3時16分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 小澄 龍太郎

庶務課長 井口 順司 教育人事企画長 種村 明頼

教育改革推進課長 中村 一郎 学校適正配置担当課長 徳嵩 淳一

学務課長 渡辺 幸一 社会教育スポーツ課長 森田 師郎

郷土博物館長 菱山 栄二 済美教育センター所長 根本 信司

済美教育センター統括指導主事 坂田 篤 中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 6名

会議に付した事件

(議案)

議案第6号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第7号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第8号 「杉並区教育ビジョン推進計画(平成20～22年度)案」について

(報告事項)

(1) 学校用務業務等の民間委託について

- (2) 教育情報誌「エコリ」杉並版の休刊について
- (3) 平成19年度杉並区学校文化栄誉顕彰について
- (4) 地域運営学校の内定について
- (5) 杉並区立杉並第五小学校・若杉小学校統合協議会報告について
- (6) 杉並区公共施設予約システム（体育施設）の運用の見直しについて
- (7) 平成19年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について
- (8) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (9) 平成19年度杉並区体力等調査結果について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第6号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を
改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第7号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改
正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第8号 「杉並区教育ビジョン推進計画（平成20～22年度）案」
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

報告事項

(1) 学校用務業務等の民間委託について・・・・・・・・・・ 12

(2) 教育情報誌「エコリ」杉並版の休刊について・・・・・・・・ 12

(3) 平成19年度杉並区学校文化栄誉顕彰について・・・・・・・・ 13

(4) 地域運営学校の内定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(5) 杉並区立杉並第五小学校・若杉小学校統合協議会報告について・・ 18

(6) 杉並区公共施設予約システム（体育施設）の運用の見直しに
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(7) 平成19年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について・・・・・・・・ 22

(8) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 22

(9) 平成19年度杉並区体力等調査結果について・・・・・・・・ 8

委員長 ただいまから、平成20年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が3件、報告が9件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

最初に、平成19年度職員の給与改定に伴う所要の規定整備ということで、日程第1、議案第6号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第7号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程しまして、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 ただいま上程いたしました2つの議案につきまして、ご説明を申し上げます。

両議案とも、平成19年度の給与改定により、勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げたことに伴い、その分の勤勉手当を、平成19年度内に支給する必要があることなどから、所要の規定整備をするため、それぞれの規則を改正するものでございます。

それでは、議案第6号に基づき、改正内容をご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

附則第1項は、本規則の制定に当たっての施行日が規定されております。

附則第2項は、平成17年度の給与改定に当たりまして、今回と同様に3月に勤勉手当を支給するため、必要な規定整備として、本則の読み替えについて、制定附則を改正する形で規定をいたしました。

今回は、この制定附則の読み替え規定を平成20年3月に支給するための読み替え規定に改めるものでございます。

通常、勤勉手当は、6月1日、12月1日の基準日に在籍している職員に支給されますので、6カ月後が次の基準日となります。今回3月に支給することから、12月の基準日の3カ月後が3月に支給するための基準日となり、その3カ月後が6月に支給するための基準日となります。

次の基準日までの期間が半分になることから、3月と6月に支給するための支給割合を決定する勤務期間や勤務実績の算定、勤務期間からの除算についての定めなどにつきましても、期間を短縮する必要がございます。

新旧対照表の4ページにあります附則の第3項は、3月の基準日以降に新たに職員となった場合の期間の算定に当たっては、本則を適用することと定めたものでございます。

次に、議案第7号の学校教育職員の勤勉手当につきましては、今年度初めての取り扱いになりますので、新たに制定附則を読み替え規定を定めるものでございますが、内容は、先に申し上げ

ました、幼稚園教育職員と同様でございます。

最後に、施行日でございますが、公布の日からとしてございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 では、一括上程しました議案のご説明につきまして、議案の番号を最初に言っていたから、ご質問、ご意見をお願いいたします。

では、ございませんようでしたら、議案第6号及び第7号につきまして、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第6号及び第7号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第8号「『杉並区教育ビジョン推進計画（平成20～22年度）案』について」を上程し、審議いたします。

教育改革推進課長からご説明をお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、私のほうから、「杉並区教育ビジョン推進計画（平成20～22年度）案」について、ご説明を申し上げます。

この推進計画につきましては、既に二度の委員協議を経て、いただいたご意見を反映させた上で、この間、平成20年度予算が内示されましたので、その内容を盛り込んでございます。

それでは、要点を中心に、内容のご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の参考資料をご覧ください。

今回の推進計画の改定は、区の実施計画の改定に合わせ、平成20年度から22年度までの3カ年、これを対象年度として行うものでございます。

計画の基本的な考え方ですが、これまでの実績を踏まえて、重点的に実施すべき事業を明確にするために、既存事業を単に継続するのではなく、成果を十分に検証した上で、事業の整理統合を大幅に行ってまいりました。この結果、従来59事業を36事業といたしてございます。

また、これからの教育改革の根幹をなすものを「人」ととらえ、「教員の資質の向上・力量形成」、さらには「学校経営を支える人的支援」、「地域との協働」を中心に大きく6つの目標を設定し、事業を体系化してございます。

次に、中身について簡単にご説明を申し上げます。冊子のほうをご覧ください。

まず、第1章、1ページから3ページでございますが、計画改定の趣旨、計画の位置づけ、さらには先ほど申し上げました事業数をはじめ、6つの目標の内容、その目標を達成することによ

って、目指すべき学校像、これを示してございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

ここに、「本計画の目指す学校像」というのが記載されてございますが、学校は、教育委員会との連携のもと、しっかりとした経営基盤を築き、力のある教師による質の高い教育を実践することにより、一番上にございます「未来を拓く人」を育てる、自立と責任のある学校づくりができるという形でまとめてございます。また、ここで大変重要になるのが、地域との協働、「いいまちはいい学校を育てる～学校づくりはまちづくり」という、杉並の教育の理念を目指す学校像を示してございます。

次に、第2章、4ページからですが、6つの目標についてお示しをしております。

内容につきましては、各目標の設定の経緯、それから各目標にぶら下がる事業のこれまでの効果、さらにはそれぞれの重点事業を明確にする中で、今後の展開について記述をしております。特に、効果の検証や今後の事業の展開の必要性につきまして、それぞれのページに図やグラフを挿入し、わかりやすくまとめてございます。

最後に、第3章、10ページでございますが、6つの目標を達成するための具体的な事業をお示ししております。これが、最初に申し上げた36事業の概要でございます。その36事業の中でも、特に重要なものを重点事業として位置づけまして、計画をしております。

11ページ以降につきましては、各事業の内容を詳しくお示ししております。目標Iから目標VIまで、それぞれお示ししております。内容につきましては、できる限りその進捗状況について数値化をし、後年にわたり、その達成状況やその効果が検証できるように工夫をいたしました。

最後に、今後の予定でございますが、2月26日、第1回区議会定例会の文教委員会でご報告を申し上げ、区議会のご意見もいただいた上で、3月11日、広報すぎなみにて、自治基本条例に基づくパブリックコメントを行っていきたいと考えてございます。

パブリックコメントでいただいたご意見に基づいて、必要な修正を加えた後、20年度になってしまいますが、4月23日の教育委員会にて、成案として決定をしていきたい、こういう段取りで進めていきたいというふうに考えてございます。

内容につきまして、ここで詳細に一つ一つご説明は申し上げませんが、この推進計画を策定して、「杉並区教育ビジョン」の最後の3カ年でございますので、この事業に基づいて、さらなる教育改革を進めていきたいというふうに考えてございます。

大変雑駁ですが、私からは以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

それでは、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大藏委員 基本条例は、もうできることになっているんですか。

庶務課長 まだ、これからでございますけれども、例えば、区長の年頭のあいさつ等では、今年に教育基本条例の制定を目指していきますということをご発言なされております。今後、第1回の区議会定例会が始まってまいりますので、その中でもそういったお話が出てくるのではなからうかといった状況でございます。

大藏委員 基本条例ができれば、またそれとすり合わせをすることがあるんですか。

庶務課長 当然でございます。基本条例ができるとすれば、これがむしろ上位概念になろうかと思えますから、それに伴ったビジョンなり、そういう計画づくりというものは考える必要があるのかというふうに思っております。

大藏委員 この前に3年間あったわけで、17年度から19年度まであったわけですね。今度は20年度から22年度。その後、また23年度以降も、こういうものをやることになるんですか。

教育改革推進課長 当然、基本条例ができますと、先ほど庶務課長が申し上げたとおり、基本条例というのは、当然この計画の上位概念、ともすると教育ビジョンという形になるかどうかわかりませんが、基本的な教育改革の考え方自体も、その条例に基づいて策定し直していくという形になろうかなと思っております。

大藏委員 ずっと続けていくんだったら、こういう3年ごとに作るという固いものではなくて、1年ごとのローリングで見直して行って、これは20年から22年でやることになっていますが、20年度が終わったら、21、22、23というような、こう回転していくような、転がしていくようなローリングシステムのほうがいいと思いますけどね。

教育改革推進課長 従来の推進計画につきましても、区の実施計画と同様、大体3カ年の計画として策定をするんですが、その中間年、今回で言いますと21年度になろうかと思えますが、当然そのローリングにかかってくるという形になろうかと思えます。

それとは別に、今庶務課長が申し上げたように、基本条例の策定が予定されてございますので、その関係からも、この計画につきましては見直しを行っていくという形になろうかと思えます。

委員長 ほかにございましたら。

区民意見の提出手続開始、これは区報ですか。

教育改革推進課長 3月11日の広報すぎなみを考えてございますが、それ以外にも、ホームページですとか、さまざまなチャネルを使ってご意見を伺いたいというふうに思っております。

大変恐縮でございますが、1カ所だけ訂正をお願いいたします。20ページ、目標Ⅳの1番のところですが、「学校支援本部の拡充」という事業がございますが、この中の21年度の学校支援本部の設置校の数、累計のところ、30校と書いてございますが、45校でございます。大変恐縮です、

修正をお願いいたします。

委員長 ほかにございますか。

何回か議論させてもらっていますから、よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、ただいまの事務方から言われた修正を加えて、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第8号は1カ所の修正を加えて、原案どおり可決いたします。

委員長 次に、日程第4、報告事項の聴取に入ります。

庶務課長 委員長、すみません、1件、ちょっと報告事項の中で、今後の公務の関係で、順序を入れ替えていただけないかということなんでございます。

報告事項の9番を最初にご報告させていただけないかというお願いでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 では、最初に、9番目でございます「平成19年度杉並区体力等調査結果について」、済美教育センター統括指導主事からご説明をお願いいたします。

済美教育センター統括指導主事 失礼いたします。それでは、私のほうから、杉並区の体力調査等の結果につきまして、ご報告を申し上げたいというふうに存じます。

本日、ちょっと私風邪を引いておりまして、非常にお聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦いただければというふうに思っております。

お手元の資料をご覧になっていただければと思います。

調査の概要でございますが、目的は、資料に記載されておりますとおり、この調査の分析結果から、教育及び教育施策の成果と課題を把握して改善を図るという目的でございます。

実施日時につきましては、平成19年の1学期中に実施をしたものでございます。

対象につきましては、小学校は全学年、ただし、1、2年生は抽出10校のみ、杉一小、杉五小、若杉小、馬橋小等で実施をいたしました。また、中学校は全学年でございます。

内容としましては、体力調査と質問紙調査に分かれております。あと、体格の調査もございました。そちらに記載されている内容でございます。

調査結果の概要についてご報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、体格の測定でございます。別添の資料1番をご覧いただきながらお話を聞いていただければというふうに存じますが、おしなべて見まして、男女とも、身長、体重、座高ともに、都、

国と比較をして大きな差は見られませんでした。ただし、小学校4年生の段階から学年が上がるごとに、体重が軽くなって、座高は低くなる傾向にございました。これは、言うなれば全国的に比べたらスマートな体型になっているということも言えるかというふうにも思います。

次に、体力測定の結果でございます。概要をご報告いたします。こちらにも別添資料の1番をご覧くださいながら、ご報告を受けていただければというふうにも思います。

資料内の数値の括弧内はマイナスを表すものでございます。網かけにつきましては、差が顕著のものについて網かけを行っております。

全体的な傾向としまして、小中学校男女とも、各種目、一部の学年を除いて都の平均を上回っております。ただし、敏捷性、これはこの表でいきますと、例えば、反復横とびのようなものでございます。この敏捷性や全身持久力、こちらのほうは、表でいきますと、シャトルラン、もしくは持久走という項目に当たります。それらを初めとする多くの種目、学年で、国の平均は下回っております。

次に、小中学校とも、女子の投能力、これは表でまいりますと、ボール投げになりますが、こちらのほうにつきましては、一部の学年を除いて、都平均、国平均とも下回っているということでございます。

そして最後に、小学校のスピード走能力につきましては、これは50m走というところをご覧ください。ほとんどの学年で、都平均、国平均も上回っている形になっております。

次に、質問紙調査のご報告を申し上げたいというふうにも思います。資料の2をご覧くださいながら、お話を聞いていただければというふうにも存じます。

こちらのほうは、「とても当てはまる」「当てはまる」「あまり当てはまらない」「当てはまらない」の4件法で調査をしたものでございます。ここにある平均値につきましては、肯定的な回答をしたものについて、平均を出させていただきました。また、表内の標準偏差につきましては、これは数値が上がるにしたがって格差が大きくなるというところでございます。

総括しまして、運動・スポーツ好き、朝の目覚めがよい、体の調子がよいという項目については、学年が上がるごとに、おおむね平均値が低下する傾向にございました。

また、時間どおりに行動する、朝の目覚めがよいという項目につきましては、ほかの項目と比較をして、全学年ともに平均値が低い傾向にございました。

次に、毎日楽しく食事をするという項目につきましては、低学年では男女にほとんど差が見られませんでした。ただし、中学年から男女差が大きくなるという傾向がございました。また、男女とも、中学生になると大きく平均値が低下するという傾向が見られました。

最後に、運動・スポーツが好き、疲れやすさという項目につきましては、学年が上がるごとに

男女差が大きくなる傾向があるという分析結果になっております。

4番目に、体力調査の結果と質問紙調査の結果をクロスで集計をしてみました。別添資料の3番をご覧くださいというふうに存じます。こちらのほうは、クロス集計をグラフの形に示させていただきますいております。

時間を守って行動できるという項目に肯定的に回答した児童・生徒ほど、体力調査の結果の総合得点が高い傾向にございました。また、毎日楽しく食事をとっているという項目に肯定的に回答した児童・生徒ほど、概ね体力調査結果の総合得点が高い傾向にある。この2つに有意な関係性が見られました。

次のページをご覧くださいというふうに思います。

分析結果に基づく改善の方向性について、示させていただきます。

小学校段階では、やはりまず運動への興味・関心を高めて、楽しみながら体力を高めていくということが最も重要になります。低学年における体づくり運動、これは新しい学習指導要領に記載される内容でございますが、この工夫・開発を進めていく必要がある。

2番目でございます。学習したことを休み時間や日常生活で生かしていく、授業の中だけではなくて、日常生活等に生かしていく必要がございます。したがって、自ら進んで体力を高めていけるような授業改善が必要になっていく。

そして、先ほどの体力測定の結果にもありました敏捷性を養うために、「鬼遊び」、これ鬼ごっこでございますけれども、というような遊びを通した体力向上への取り組みであったり、また、「タッチコーン」、これは一定間隔に置かれたコーンを、一定時間で何回タッチできるかという運動でございますが、これらの運動を発達段階に合わせて授業に取り入れていく必要がある。

最後に、投能力、こちらは小中学校の女子に課題があった項目でございますが、適切な教材を活用して、投げる動作を多く取り入れた運動を授業の中に取り入れていく必要があるということでございます。

次に、中学校段階で最も改善をしなければならない方策、方向性としましては、全身持久力でございます。こちらは、明確な目標を設定した持久走、もしくは縄跳びの回数を自分で目標設定して、それを継続するというような取り組みを取り入れていく必要がある。

また、これは小学校とも共通でございますが、体づくり運動、これはサーキットトレーニングのようなもの、ただ単にトレーニングをするだけではなくて、楽しみながら、またその意義を十分理解しながら体力を高めていけるような、この領域の学習を行っていく必要があるというようなものでございます。

最後に、小中学校共通の課題としまして、学年を追うに従って、運動やスポーツへの興味・関

心が低下する傾向がございました。したがって、運動することの楽しさ、そして体を動かすことの心地よさを味わわせることができるような授業改善が求められるということでございます。

2番目に、やはり学校教育内だけで体力向上を図るということは非常に無理がございます。したがって、学校と保護者、地域、家庭が連携して体力の向上を図っていくためにも、広報活動や親子スポーツ教室等の実施が必要になってくるということでございます。

最後に、健康教育、食育というようなところの視点でございますが、先ほどのクロス集計の結果から見ても、「規則正しい生活習慣」、「よりよい食習慣」が身につけている児童・生徒は体力が総合的に高いというクロス集計の結果が出ておりますので、こちらも保護者への啓発が必要になっていくであろうと思います。

具体的に、このような調査結果をもとにしまして、今年度、東田小学校で研究発表会が行われました。この東田小学校のキーワードは、運動の日常化、そして運動を楽しむ環境、最後に生活習慣の改善という3点のキーワードで研究を進めたものでございます。東田小学校におきましては、非常に顕著な形でこの体力向上が見られました。この研究成果、実践の成果をもとにしまして、区内に広げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

委員長 はい、わかりました。では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

他区と比較して、若干でもいろいろ教育関係の方たちのご努力含めて、向上の傾向にあるんじゃないですか。

済美教育センター統括指導主事 はい。17年度からのデータを比較いたしますと、特に顕著な伸びを見せているのは、これは平均値の差でございますけれども、ハンドボール投げ、先ほどの投てきの能力ですけれども、まだ全国的に見ても低いんですが、これは顕著な伸びを見せております。また、50m走につきましても、大きな伸びを見せているというような結果が出ております。

宮坂委員 一つよろしいですか。聞き漏らしたのかもしれないんですが、この説明のところの、2ページですか、小学校・中学校共通のところ、学年を追うに従って、運動やスポーツへの興味・関心が低下する傾向があるという、さっきのお話でございますが、その理由としては、いわゆる頭での勉強をさせるためというふうに考えているんですか、それとはまた別ですよ。

済美教育センター統括指導主事 ここまでは、正式な形で私どもも意識実態調査を詳細に分析しているわけではございませんけれども、一つ、やはりスポーツへの興味・関心、苦手意識であったり、得意な感覚であったりというような情意的な部分も大きく影響しているのではないかなというふうに思っています。

宮坂委員 平均的でしょう。これをよく見れば、それは得意な人も、不得意な人もいるけど、平

均的な面ですよね。

済美教育センター統括指導主事 はい。

宮坂委員 低下している理由というのは、まだはっきりはしていないということですかね。

済美教育センター統括指導主事 そこは、やはり今後もう少し詳細な形で調査をして、分析をしていく必要があると思っております。

宮坂委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

では、続きまして「学校用務業務等の民間委託について」、2点目が「教育情報誌『エコリ』杉並版の休刊について」、3点目が「平成19年度杉並区学校文化荣誉顕彰について」、以上3点につきまして、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 私から、3件報告させていただきます。

初めに、「学校用務業務等の民間委託について」でございます。

こちらのほうにつきましては、平成18年度から始めまして、当初2校、19年度にさらに2校を加えて4校、20年度は今回の2校を加えまして、20年度は合計6校で実施することを予定しております。

20年度から新たに新規委託校として追加する学校につきましては、記載の2校、富士見丘小学校と富士見丘中学校ということでございます。

委託校数、それから委託校の選定の理由でございますが、2に記載のとおり、一つは学校用務職員の退職等による欠員状況、それから学校を選定した理由としては、各学校を取り巻く課題や職員の配置状況、そういったものを総合的に勘案して決定したところでございます。

委託の内容につきましては、記載の3点です。

それから、委託契約期間でございますが、これは基本的には1年でございます。

今後の予定でございますが、3月中旬に、公募事業者から用務業務等に関する企画提案書を提出してもらって、その審査を選定委員会で行った上で、事業者を決定するというところで考えております。

これまでは、入札という形で業者選定をしておりましたけれども、今回、この企画提案書に基づく業者選定をという形で決定方法を変更していくというのが一つの特徴でございます。

委託の開始につきましては、4月からという形になります。

続きまして、2件目の報告、「教育情報誌『エコリ』杉並版の休刊について」でございます。

こちらのほうにつきましては、昨年5月に創刊号というものを発行いたしまして、以来、今月までに8号、さらに来月の3月までに合わせて2号、計10号をこの平成19年度に発行するという

予定でございます。そういう中で、相手方であります発行元のフジサンケイリビング新聞社でございますけれども、こちらのほうから申し出がありまして、平成20年度からの休刊をしたいということでございます。

その理由といたしましては、「エコリ」の発行に当たって、教育的要素の企業広告を原資にしているわけでございますけれども、広告不足によって広告収入が十分に確保できなくなったということで、継続発行が難しい状況にあるということを経由として受けております。

ということで、協定を結んでいる先方のほうから休刊の申し出がございましたので、20年度については休刊という形をとらせていただきたいと思います。

今後の予定でございますが、3に記載のとおり、区議会あるいは学校関係者のほうに連絡をとってまいりたいというふうを考えております。

最後に、3点目「平成19年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」でございます。

こちらのほうにつきましては、例年顕彰しているところでございますけれども、まず、目的にも書いてありますように、区内にある学校に在籍する児童・生徒等が、文化活動に関して優秀な成績を収めた場合にこれを顕彰し、文化活動の振興を図るといった内容でございます。

対象でございますが、記載のとおり、文化活動の分野において優秀な成績を収め、適当と認められた個人、団体ということでございます。

実際の今回の顕彰対象でございますけれども、2ページ以下につけさせていただいております。数が多いでございますので、個々の説明は省略させていただきますが、全部で56件ということでございます。この被顕彰者に対しましては、今後3月13日に表彰式を行っていくということでございます。

資料の一番最後に、審査中ということで書いてございますけれども、こちらのほうについては、審査が終わりまして、この56番目の分も顕彰対象とさせていただいたところでございます。

報告は以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、最初に「学校用務業務等の民間委託について」、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大蔵委員 これは派遣業務になるんですか、どういうことになるんですか、この学校用務業務委託というのは。

庶務課長 これは派遣業務ではなく、業務そのものを委託する業者にすべて任せるという形になります。

大蔵委員 そうすると、この学校に来る用務員さんというのは、その日その日で違うことがあります。

得るということですか。人をフィックスするんですか。

庶務課長 これは人まで指定する話ではございません。ただ、あらかじめ、これは学校の安全上のこともございますので、どういう職員が来るかということは、初め申し出をしていただいて、その職員が従事するという形でございます。

大藏委員 できるだけ、フィックスするにしても、来てもらわないと、子どもたちも顔なじみにならないし、あまりよくないと思うんですね。それから、その方の体の具合が悪いときに欠勤されては困りますから、その日に代わりの方が来るのはいいでしょうけれども、基本的にはやっぱり1年間同じ人が来てもらうということなんでしょうね。

庶務課長 まさにご指摘のとおりだというふうに思っています。そういった、入札制度ではなかなかあらわれにくい内容を、今回は企画提案を受けて、その中で審査していくという方式をとっております。そういう中で、委員からご指摘いただいたようなことも含めて、調べて、いい業者を選定してまいりたいというふうに考えています。

大藏委員 既にやっているところがあるわけですよね。そういう例もあると思いますけれども、幾つぐらい、こういう業者というのはあるんですか。

庶務課長 これいろんな分野がございますけれども、清掃の業者ということだと、かなりございます。それで、そこにさらにサービス業的な要素を加えて選んでいくと、候補になるのが大体十数社ということがございます。今回改めてホームページにも提案募集をいたしました。そういう中で、自発的に出てくる業者がどれぐらいあるかというのは、今後の結果次第という状況でございます。

大藏委員 それで決めるのは、その会社の内容ですね。それから今までの実績、どんなところでやっているか、それからあとは面接をして決めるということですか。

庶務課長 はい、そうです。特に面接の中で、学校という現場で、どういう関わり合いを持ってこの業務をやろうとしているのか、そういうところも十分調べて、委託した学校から喜ばれるような業者を選ぶようにしてまいりたいと考えています。

委員長 何をやってもらいたいかによって業者選定も、方針というかな、それによって随分変わってきますよね。

庶務課長 おっしゃるとおりでございます。

委員長 難しいですね。

庶務課長 今までの考え方を言うと、どうしても清掃というのを中心に考えておりましたけれども、やはりそれよりももう少しサービス業的なポイントを少し高めたいというふうにも考えております。

大藏委員 今まで、用務員として区で雇用していたわけですね。そうしますと、今度は保険だとか、そういうものは向こうの会社が持つことになりますから、区の負担がなくなるとは思いますけれども、全体の費用としては軽減されるんですか、同じなんですか。

庶務課長 これまでの実績でも軽減されてきております。当初2校やって、1年でですね、そのときに確か1年でですね、1,500万円ほどの削減効果と、そういったデータだったと思います。

委員長 まあいろいろそういった状況、現状を踏まえて、今後あるべき姿というのを考えながら選ばれたらいいと思いますね。難しい側面もあります。

宮坂委員 委託の内容というのは、やっぱり原則的には用務業務全般ということで、例えば、警備業務だけを頼む、清掃業務だけを頼む、そういう部分的な頼み方は考えていないわけですかね。

庶務課長 むしろ、過去そういう形だったわけですがけれども、そういう業務間の連携というのがどうしてもとりにくいというのがございました。同じところでやることの中で、そこをうまく機能させるということがございます。

委員長 はい、ありがとうございました。

では、次に「教育情報誌『エコリ』杉並版の休刊について」、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大藏委員 これはどういう協定になっていたんですか、初めは。

庶務課長 基本的には、1年単位でございます。

大藏委員 ああそうですか。それじゃもう、1年でやめても何も問題はないわけですね。

宮坂委員 これは理由が広告収入が不十分だからやっていけなくなったと、要するに赤字だからということだろうと思うんですけども、これに対して、補助金を出してもやってもらいたいとか、そういう気持ちはないわけですか。

庶務課長 まあ、これいろいろ考え方あるかもしれませんが、そもそも始めた中では、メリットを相互に生かすということで考えてみました。ですから、区としては、費用を逆に出さないうで発行でき、情報を発信するというメリットがございましたんでやったということで、そこまでのことは現在のところは考えておりません。

宮坂委員 もととのあれは、向こうのほうから申し入れて、出させてくれという話しだったんですか。区のほうでお願いしたんですか、スタート時は。

庶務課長 もとものにつきましては、フジサンケイリビング新聞社のほうが各区に当たったというところでございます。

委員長 よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、3点目の「平成19年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」、ご質問、ご意見ありましたら、どうぞ。

内容じゃなくてお伺いしますけれども、表彰式、この日は予算特別委員会ございますね。時間的に大丈夫ですか。

庶務課長 質疑の日は既に終わってしまして、意見開陳とって、意見をいただく予定でございます。ですから、時間的には何とか対応できるかなというふうに考えております。

委員長 ああ、そうですか。

庶務課長 はい。

宮坂委員 この顕彰者の数というのは、別に決まりはないんですか。その年によって、多いときもあれば、少ないときもあるということですか。

庶務課長 そうです。

委員長 よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

続きまして「地域運営学校の内定について」、教育改革推進課長からご説明をお願いします。

教育改革推進課長 それでは、私のほうからは「地域運営学校の内定について」、ご報告申し上げます。

平成20年度、新たに指定する地域運営学校につきまして、内定校として、杉並第一小学校を内定していきたいということで考えております。区内では6校目のコミュニティスクール、小学校でいきますと、桃井第四小学校、三谷小学校に続きまして、3校目の小学校に内定でございます。

内定の理由でございますが、杉並第一小学校、既に学校支援本部が設置され、学校と地域との関係が大変良好であるということ、また校長先生も地域運営学校について前向きであるということから、内定することといたしたいと思っております。

さらに、地域運営学校の中に設置される学校運営協議会、その母体となる学校評議員会のほうでも活発な議論を行っていただき、学校運営にたくさん有益なご意見をいただいているということも内定の理由として挙げられるかなというふうに思っております。

今後の日程でございますが、今月上旬、内定校学校関係者に今後のスケジュールについてのご説明をさせていただき、今月中旬には、東京都のほうにコミュニティスクール、地域運営学校としての協議を始めていきたいと考えてございます。さらに、来月中旬までには、委員の公募、あるいは委員の決定を行っていき、年度当初の20年4月には、学校運営協議会を設置し、学校運営協議会規則2条による地域運営学校としての指定を行っていきたいというふうに考えてございます。

大変簡単ですが、私のほうからは以上です。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 地域運営学校指定については、都と協議しなければならないということになっているんですか。

教育改革推進課長 はい、そうです。

大藏委員 都がノーということもあるんですか。

教育改革推進課長 法律上は、当然そういったこともあろうかなと思いますが、そうならないように、当然こちらのほうで内定した学校については、その学校の内容ですとか、地域運営学校としてこれからやっていく、そういった実情についてご説明するという形になるかと思います。

大藏委員 都からお金は出るんですか、幾らか。

教育改革推進課長 都からお金は出ません。

安本委員 これ、間違えてないですか、日付。平成19年って。違いますか。

教育改革推進課長 すみません、ここは誤植です。20年でございます。大変失礼しました。

安本委員 全部20年ですよ。

教育改革推進課長 すみません。申し訳ございません。

安本委員 いえいえ、いいです。大したことじゃないです。

教育改革推進課長 もう一点訂正させていただきますが、地域運営学校は、杉並第一小学校が7校目でございます。

委員長 内定の理由だけ見ていると、ごく簡単に書かれているんだけど、過去、地域運営学校の規定みたいのがあって、それに基づいて、何と何と何が該当していて、それで適当だというふうな書き方というかな、そういったものが望ましいんじゃないですかね。これじゃ、何か漠然としていますよね、何もかも。

教育改革推進課長 法律上は、そういった条件を特に規定しているものじゃないんですが、当然その法律に書かれている学校運営協議会を持つ学校というのは、当然その地域との連携というか、結びつきが良好でない限りできませんので、そういった意味で考えると、この杉並第一小学校につきましては、学校支援本部を設置し、さまざまな活動を学校で展開していますので、そういった要件、すなわち法律の言う理念的な要件は整っています。

委員長 いや、だから杉並区でこういうふうにならざるに当たって、どういった項目というものが該当しなければ地域運営学校というのは内定しないんだと、決定していかないんだと、そういうのが要件的にあるはずなんですよ。何か説得力がね、全然ないんですね、これ漠然として、ぼやっとしていて。甘いというか。

まあ、ないんでしたら、そういったものを整えられて。

教育改革推進課長 すみません、先ほど申し上げた規則の2条には、一つの要件として、学校保護者及び地域住民が一体となって、よりよい学校教育と特色ある学校づくりを推進していること、あるいはまた、その保護者及び地域住民が責任を持って学校運営に参画すること、そういった要件、最低限の要件は記載されてございます。そういったものを、当然、学校支援本部等の設置によって満たしているという、そういう内定の理由です。

委員長 はい、わかりましたけれども、何か書類上のね。そういったものも、今後整えられていったらというふうにご提案申し上げただけです。

じゃ、ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 どうもありがとうございました。

では、次は学校適正配置担当課長の関係で「杉並区立杉並第五小学校・若杉小学校統合協議会報告について」、そのご説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長 それでは、お手元のほうの資料なんですけれども、概要の一枚ものと、本編というふうになってございます。

まず、概要のほうで、杉並第五小学校・若杉小学校の統合協議会の報告書がまとまりましたので、ご報告を申し上げるというものでございます。

昨年の3月に中間報告、教育委員会に報告させていただきましたけれども、今年度に入りまして、都合6回開催をして、本報告により最終報告といたします。

2番の報告の概要でございますけれども、まず統合新校の校名につきましては、記載のとおり、昨年度の中間報告の段階で校名候補がまとまってございまして、それについて、昨年、第3回の区議会定例会で一部改正条例の可決で校名が正式に決定したということでございます。

(2)の統合新校の校章及び校歌でございますけれども、記載のとおり、校章については、105点の応募をいただきまして、統合協議会において基本デザインを定めて、専門家による修正を行った上で決定をいたしました。

校歌についても、76件の歌詞、フレーズ等の応募をいただき、これも統合協議会でいただいたものをもとに議論をし、基本的な考え方をまとめて、区内在住の専門家に制作を依頼したということでございます。

校歌と校章につきましては、報告書の本編の8ページをお開きいただけますでしょうか。

8ページには、まず上のほうに校章が描かれてございます。校名であります天沼を囲む2本の線、これは2校から新しい学校が生まれるということを表している。外郭の部分でございますけれども、現在の杉並第五小学校の校章に使われております杉の葉っぱ、同じように、若杉小学校

の校章に用いられている杉の若葉、この3カ所あるものですが、そういうものを合わせて、両校の歴史・伝統を含めて、そういうものをまた発展させていくというふうな思いが、この図案に込められているということでございます。

一方、校歌のほうでございますけれども、記載のとおり、8ページには歌詞を、9ページには楽譜をお付けしてございますけれども、区内在住の作詞、作曲家でございます谷川俊太郎、賢作親子にお願いをいたしたところでございます。

この基本コンセプトを統合協議会で検討する中では、真っすぐ伸びる杉の木をイメージして、子どもたちにわかりやすく、親しみやすいといった考え方で制作をお願いし、このような校歌になりました。本日、ちょっとメロディを流せないところが大変申し訳ございませんけれども、非常にわかりやすい曲調で、子どもたちにも親しまれるものと、地域の方々にも愛されるものというふうに考えてございます。

概要版のほうに戻っていただきまして、2の(3)でございます。今年度の主要課題の一つに、統合新校の通学路の問題がございまして、記載のとおり、新たに4つのルートということで設定してございますけれども、これにつきましては、恐縮です、11ページをお開きいただけますでしょうか。

ちょっと色刷りになっていないので、わかりにくいんですけども、点線の部分ですね、東西に上から下まで、おおむね4つですね、新しいルートをこの間、PTAのご協力、学校のほうともども歩いて、危険度等確認した上で設定をしたものでございます。今年の4月には、現在の若杉小学校の位置で新校が開校いたします。2年余、このルートも用いながら、従前の通学路もあわせて使いながら通っていただくわけでございます。とりわけ、これまで杉五小に通っていた子どもたちの通学上の安全確保という視点では、この間、協議会の議論の中でもさまざまいただきまして、それを踏まえて、横断歩道につきましては1カ所、関係機関のご協力を受けて設置することと相なりました。その他、区の教育委員会のほうとしましても、交通安全指導員の充実というようなことで、今回の予算案のほうに組み込ませていただいております。

それと、今後またPTAによるご協力で、通学安全上の対応ということも、あわせてお願いしているところでございます。

なお、平成22年の2学期からは、現在の杉五小の場所で、新しい校舎によりまして、また位置が変わるわけでございますけれども、その際には、また通学路の問題、あるいは安全上の問題につきまして、学校、PTAとよくご相談をしながら、改めて考えてまいりたいというふうにまとめたところでございます。

概要版のほうに戻っていただきまして、2の(4)統合新校の教育方針でございます。これにつ

きまして、昨年3月の中間報告のときも、基本的な考え方、ご報告申し上げておりますけれども、報告書の12ページをお開きいただきたいというふうに思います。

中間報告の段階の考え方をもとに、より今年度、両校の教職員連絡会で具体的に詰めて、その結果を協議会で検討し、まとめたということをごさいます、中身の具体化が図られてごさいます。

12ページの下の方をご覧くださいますと、基本的な教育理念を「共生」というふうに捉えまして、学校支援本部等々との連携によって、地域のコミュニティの中心とした学校づくりというものを標榜しているということをごさいます、13ページに記載がごさいます重点施策、それぞれ大きな3本の柱の中で、高学年の教科担任制の実施だとか、理科におきます専科制の取り入れ、あるいは学校支援本部等との地域との連携によりますキャリア教育だとか、土曜日学校、あるいは国際交流活動の展開、あるいは全学年での英語活動の推進など、これら重点施策を展開することで、子どもたちにより豊かな学びを確保していくという考え方でまとめられているものごさいます。

以上、最終報告の概要をかいつまんでご報告申し上げました。

2月5日、先週でごさいますけれども、最終回、21回目の統合協議会でまとめたものごさいます。最終回の中で、各委員の共通の認識として、子どもたちは新しい学校をとて楽しみにしている。そうした期待に応えるためには、これからも学校、PTA、地域が一体となって、支援の取り組みを引き続き進めるということが極めて大切であって、それぞれの立場でこれからも協力していこうじゃないかというふうな認識が示されてごさいました。

開校準備は順調に進んでごさいます。教育委員会としても、引き続き必要な支援に努めて、新しい学校の船出を確実なものとしていくように、引き続き努めてまいりたいというふうに考えてごさいます。

報告は以上でごさいます。

委員長 では、ご質問、ご意見ごさいますか。

この統合協議会という、大変なご苦労いただいた組織でいろいろなことをやられているわけなんですけれども、その今後というのは、内容的なもので、おわかりになる範囲でコメントしていただけますか。

学校適正配置担当課長 この協議会は、統合新校が開校するまでの必要な検討を行うということで要綱を立てて進めてまいりました。この最終報告をもって、一旦組織としては終了ということに相なります。今後、先ほど教育方針の中でも触れましたように、その地域の方々の学校支援本部の立ち上げ等々の取り組みの中で、引き続き地域の方々が学校を支援していくという形になる

うかというふうに思っています。

委員長 せっかく活動の拠点なり、そういったソフトができたのだから、これをうまく運用していったらいいと思いますね。

ほかにございますか。

宮坂委員 すみません、一つなんですけれども、校歌はこの8ページと、それから25ページ、これ同じものですか、違いますよね。こういうのがあったということですか、資料25ページは。

学校適正配置担当課長 はい。この25ページ、資料編でございますけれども、これ先ほどご報告申しました、公募して76件あったうち、もう具体的にこういうふうに1番、2番、3番というふうに歌詞をご提案いただいたものもございました。そういうものも含めて検討した結果ということです。

宮坂委員 参考ですね、はい、わかりました。

学校適正配置担当課長 参考に添付しました。

委員長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

では、社会教育スポーツ課長関係で、まず「杉並区公共施設予約システム（体育施設）の運用の見直しについて」、それから「平成19年度杉並区スポーツ荣誉顕彰について」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、その3件について、一括してご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、ご報告させていただきます。

まず第1点目でございますが、「杉並区公共予約システム（体育施設）の運用の見直しについて」ということでございます。

従来、体育施設の予約申し込みの場合、区内と区外の方々の扱いは同等でございました。これを見直していこうということでございます。

改正する内容は1点でございます。2の下のほうの図をご覧になっていただきたいんですが、一次申込みというのは3カ月前なんですけれども、団体利用と、それから庭球場の利用の方、区内在住・在勤・在学です。ところが、二次申込みが問題でございまして、団体もそうですが、在住の方と区外の方も同時に申し込めた。この二次申込みと書いてございます、その一番下の③の部分で今回は撤廃いたしまして、1カ月前のほうに空き枠申込みを持っていこうというものでございます。

この間、体育施設の利用率が、極端に申し上げますと、ほぼ100%なんです。非常に利用率が上がってきております。周辺地域の方々からのご要望も、競合して困るというようなご意見も多数いただいていた経過もございまして、区外の利用者の方については、1カ月前からの申込みということに変更させていただきたいと、こういうふうに考えているものでございます。

周知方法につきましては、来週までに関係施設に改めて通知を申し上げまして、あわせて「さざんかねっと」にこの情報を載せていきたいなと思っているところでございます。

開始予定日は4月1日でございますが、実質的には7月1日になります。3カ月前からの申し込み可能ということになっておりますが、区外者は対象になっておりませんが、2カ月前、つまり5月からは今まで申し込めたんですが、6月から7月分を申し込むという形になります。従いまして、区外の方は実質的には7月1日から申し込みが可能だと、7月1日以降分から、1カ月前の申し込みという形をとらせていただくものでございます。

裏面には、他区の状況を調査した概略を添付してございます。杉並のみでございました。他の区はもう大半が一切使用を認めないとか、あるいは差をつけているような状況でございました。

2点目、「平成19年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」でございます。

目的、顕彰の基準は記載のとおりでございます。全部で50件あって、審査を行いまして、47組の顕彰者を決定したものでございます。全国大会が26件、関東大会が5件、東京都大会が16件でございます。詳細は裏面の別紙のとおりでございます。

なお、スポーツ栄誉章授与式につきましては、来月3月13日の午後6時半から行う予定でございます。この点については以上でございます。

引き続きまして、定例の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」でございます。

このたびは、全部で36件で、新規が10件ございます。

恐れ入りますが、次のページをお開きください、1ページ目でございます。

新規5件ございます。1点目は、「株式会社コムウェル」というところで、「子育て応援講演会」というものでございます。2点目、「三水会」、「すぎなみの文学者たちと文化財を訪ねる」。3点目です、「サイエンスホッパーズ」というのが2点ございまして、「サイエンスホッパーズ小中学生科学実験教室」、それから「サイエンスホッパーズフィールドワーク」というものでございます。5点目は、「NPO法人風の船」、「ヒロシマ・ナガサキ平和の祈り『五色のコンサート』」というものでございます。

次に、3ページ目をご覧になっていただきたいと思います。

1点目、「杉並子ども未来委員会」というものでございます。「『最近の親と子を取りまく環境から』おやじの居場所作り」というもので、家庭学級でございます。あわせて、新規でございますが、「子育てサークルPOPOLAMAMA」が行う「POPOLAMAMA」というものでございまして、これも家庭学級のものでございます。

次に、次の4ページでございます。

1点目の、「全国訪問教育研究会」が主催するものでございまして、「全国訪問教育研究会21

回全国大会」というものでございます。

最後に、7ページをご覧になっていただきたいんですが、2つございまして、これは中央図書館ですけれども、「杉並文庫・サークル連絡会」が主催いたしまして、「講演会『本・人びと・図書館』」、それから2点目が、「科学読物研究会」が行う「長谷川撰写講演会」です。

以上、10点でございます。私のほうからは以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。

では、最初に「杉並区公共施設予約システム（体育施設）の運用の見直しについて」、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

よろしいですか。

（「なし」の声）

委員長 では、次に「平成19年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

よろしいですか。

（「なし」の声）

委員長 では、最後の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ございませんか。

（「なし」の声）

委員長 では、ありがとうございました。ご報告承りました。

以上で、予定されました日程、すべて終了いたしました。

庶務課長、ほかにございましたらお願いします。

庶務課長 次回の日程でございますけれども、2月27日及び3月12日が定例会の日程でございますが、議会の日程が予定されておまして、2月27日及び3月12日は休会とさせていただきます。次回は3月26日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしく願いいたします。

委員長 では、3月26日の午後2時から、よろしく願いいたします。

これをもちまして本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。